

報告第 29 号

専決処分の報告について（退職者）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 7 年 1 月 24 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

令和 6 年 12 月 31 日付退職者について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 13 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

令和 6 年 12 月 31 日付退職者

氏 名	旧 任
長江 真依子	教育部 幼保運営課 栗熊保育所 主任